

# PAL

連合会だより「パル」

PALひろば  
“共済”南北

今回は 宮崎

鶴戸神宮  
(宮崎県日南市)



今号の  
主要項目

- 令和6年度事業計画及び予算の概要
- スチュワードシップ活動の報告について
- 地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について
- 令和6年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

# CONTENTS

主要項目 1	令和6年度事業計画及び予算の概要 [ 総務部総務課 ]	P.03
主要項目 2	スチュワードシップ活動の報告について [ 資金運用部企画管理課 ]	P.09
主要項目 3	地方公務員共済組合等に係る 地方公共団体の負担金等の財源措置について [ 総務省 ]	P.19
主要項目 4	令和6年度以降において地方公共団体等が 負担すべき追加費用等について [ 総務省 ]	P.21
主要項目 5	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を 改正する政令等の施行について [ 総務省 ]	P.26
年金制度等の日誌	年金制度等に関連した法律等の改正状況／ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況	P.29
業務等の状況	会議開催状況／会議開催予定	P.30
人事異動		P.31
■ 宿泊施設の紹介 ひまわり荘	[ 宮崎県市町村職員共済組合 ]	P.34
■ PALひろば“共済”南北 196 宮崎おすすめ観光スポット	[ 宮崎県市町村職員共済組合 ]	P.35

# 令和6年度事業計画及び予算の概要

[ 総務部総務課 ]

## はじめに

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、すべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的としています。

連合会は、退職等年金給付に係る付与率等の算定、実施機関積立金、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用、厚生年金拠出金・交付金の納付及び交付、各実施機関との情報交換及び連絡調整、国家公務員共済組合連合会との財政調整、基礎年金拠出金・交付金の納付及び交付、各組合から預託された業務上の余裕金の運用、年金事務機械処理標準システム、情報共有化システム、地方公務員共済組合番号システム及び年金払い退職給付システム等年金業務に関連するシステムの開発・管理、基礎年金支払代行に係る業務、厚生年金拠出金等に要する資金、退職等年金給付に要する資金及び地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付、年金から特別徴収した保険料等の市区町村に対する納入、などの事業を行ってきたところであり、引き続きこれらの事業を適切に推進します。

令和5年12月末現在の連合会の積立金は、厚生年金保険給付調整積立金で12兆4,736億円、退職等年金給付調整積立金で1,104億円、経過的長期給付調整積立金で12兆8,003億円の規模となっています。積立金の運用については、将来の年金財政に大きな影響を及ぼすものであり、経済状況の分析、分散投資及びリスク分析などにより、運用とリスク管理の両面から安全かつ効率的な資金運用を図るものとします。

## 総括

### 1. 連合会を組織する組合の数及び組合員の数

(1) 組合の数	64組合
(2) 組合員の数	2,993千人
地方職員共済組合	335,886人
公立学校共済組合	955,251人
警察共済組合	297,638人
東京都職員共済組合	130,334人
すべての指定都市職員共済組合 及びすべての市町村職員共済組合	1,274,000人
合計	2,993,109人

### 2. 連合会の役員及び職員の数

(1) 役員	理事長1人、理事8人、監事3人 計12人
(2) 職員	81人

## 厚生年金保険給付調整経理

### 収支の予定

1. 収入 498,572,874 千円  
(1,137,872,696 千円)

- ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 237,063,268 千円を見込むものとする。
- イ 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第 38 条の 8 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 31,206,686 千円を見込むものとする。
- ウ 資金の運用による信託の運用益 230,302,920 千円を見込むものとする。

2. 支出 182,385,803 千円  
(159,632,862 千円)

- ア 厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金 170,704,579 千円を見込むものとする。
- イ 法第 38 条の 8 第 3 項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金 9,607,000 千円を見込むものとする。
- ウ 地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 2,074,224 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	498,572,874 千円
支出総額	182,385,803 千円
当期利益金	316,187,071 千円

当期利益金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額 12,760,680,258 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、13,076,867,328 千円となる見込みである。

## 退職等年金給付調整経理

### 収支の予定

1. 収入 41,977,416 千円  
(14,555,340 千円)

- ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 27,165,641 千円を見込むものとする。
- イ 法第 38 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 14,068,513 千円を見込むものとする。
- ウ 資金の運用による信託の運用益 743,262 千円を見込むものとする。

2. 支出 633,180 千円  
(505,724 千円)

施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 633,180 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	41,977,416 千円
支出総額	633,180 千円
当期利益金	41,344,236 千円

当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額 117,309,908 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は 158,654,144 千円となる見込みである。

## 経過的長期給付調整経理

### 収支の予定

1. 収入 229,001,757 千円  
(821,518,960 千円)

- ア 資金の運用による利息及び配当金 278,296 千円を見込むものとする。
- イ 資金の運用による信託の運用益 228,723,461 千円を見込むものとする。

2. 支出 230,319,097 千円  
(215,900,638 千円)

- ア 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 76 条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金 167,813,573 千円を見込むものとする。

(注) ( ) 書きの数値は、令和5年度推計額である。

イ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第75条の3において準用する法第38条の8の2第3項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金 62,299,000 千円を見込むものとする。

ウ 施行規則附則第4条の2第3項において準用する施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金 206,524 千円を見込むものとする。

### 3. 収支損益

収入総額	229,001,757 千円
支出総額	230,319,097 千円
当期損失金	1,317,340 千円

当期損失金は、期首経過的長期給付調整積立金見込額 12,895,598,171 千円から取り崩すこととし、翌年度へ繰り越す経過的長期給付調整積立金は、12,894,280,831 千円となる見込みである。

## 厚生年金拠出金経理

### 収支の予定

1. 収入	6,828,885,758 千円 (6,435,439,057 千円)
-------	--

厚生年金保険法第84条の5及び第84条の7の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第84条の3の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金負担金	3,222,500,261 千円
イ 厚生年金交付金	3,606,385,497 千円

2. 支出	6,828,885,758 千円 (6,435,439,057 千円)
-------	--

厚生年金保険法第84条の5の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第84条の4の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金	3,222,500,261 千円
イ 厚生年金交付金支払金	3,606,385,497 千円

### 3. 収支損益

収入総額	6,828,885,758 千円
支出総額	6,828,885,758 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

## 基礎年金拠出金経理

### 収支の予定

1. 収入	1,613,097,370 千円 (1,396,256,468 千円)
-------	--

国民年金法第94条の4の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第35条第2項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金負担金	1,583,075,736 千円
イ 基礎年金交付金	30,021,634 千円

2. 支出	1,613,097,370 千円 (1,396,256,468 千円)
-------	--

国民年金法第94条の2第2項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第60条に規定される施行規則第11条の15第1項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金	1,583,075,736 千円
イ 基礎年金交付金支払金	30,021,634 千円

### 3. 収支損益

収入総額	1,613,097,370 千円
支出総額	1,613,097,370 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

## 厚生年金保険預託経理

### 収支の予定

1. 収入	1,717,050 千円 (4,707,921 千円)
-------	--------------------------------

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第12条の3の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる厚生年金保険給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	1,717,050 千円
--------	--------------

(注) ( ) 書きの数値は、令和5年度推計額である。

2. 支出 1,717,050 千円  
(4,707,921 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息 1,717,050 千円

3. 収支損益

収入総額	1,717,050 千円
支出総額	1,717,050 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

## 退職等年金預託経理

施行規程第 12 条の 3 の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。

## 経過的長期預託経理

### 収支の予定

1. 収入 1,988,725 千円  
(5,599,382 千円)

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる経過的長期給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益 1,988,725 千円

2. 支出 1,988,725 千円  
(5,599,382 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息 1,988,725 千円

3. 収支損益

収入総額	1,988,725 千円
支出総額	1,988,725 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

## 介護保険経理

### 収支の予定

1. 収入 3,187,464 千円  
(3,591,820 千円)

介護保険法第 137 条第 1 項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき徴収するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料納入金 3,187,464 千円

2. 支出 3,187,464 千円  
(3,591,820 千円)

介護保険法第 137 条第 2 項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 2 項の規定に基づき納入するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料 3,187,464 千円

3. 収支損益

収入総額	3,187,464 千円
支出総額	3,187,464 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

## 国民健康保険経理

### 収支の予定

1. 収入 36,685 千円  
(41,569 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法第 718 条の 4（同法第 718 条の 7 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）納入金 36,685 千円

2. 支出 36,685 千円  
(41,569 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 11 の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税） 36,685 千円

(注) ( ) 書きの数値は、令和 5 年度推計額である。

<b>3. 収支損益</b>	
収入総額	36,685 千円
支出総額	36,685 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

## 後期高齢者医療経理

### 収支の予定

<b>1. 収入</b>	<b>3,564,641 千円</b> (4,286,533 千円)
--------------	---------------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料納入金 3,564,641 千円

<b>2. 支出</b>	<b>3,564,641 千円</b> (4,286,533 千円)
--------------	---------------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料 3,564,641 千円

<b>3. 収支損益</b>	
収入総額	3,564,641 千円
支出総額	3,564,641 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

## 個人住民税経理

### 収支の予定

<b>1. 収入</b>	<b>1,228,300 千円</b> (1,552,219 千円)
--------------	---------------------------------------

地方税法第 321 条の 7 の 6（同法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税納入金 1,228,300 千円

<b>2. 支出</b>	<b>1,228,300 千円</b> (1,552,219 千円)
--------------	---------------------------------------

地方税法施行令第 48 条の 9 の 18 の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税 1,228,300 千円

<b>3. 収支損益</b>	
収入総額	1,228,300 千円
支出総額	1,228,300 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

## 業務経理

### 収支の予定

<b>1. 収入</b>	<b>6,266,210 千円</b> (6,115,248 千円)
--------------	---------------------------------------

連合会の業務に要する経費に充てるため、組合分担金及び厚生年金保険給付調整経理より繰入金等を次のとおり見込むものとする。

- (1) 組合分担金 3,352,282 千円 (3,304,348 千円)  
    組合員1人当たり 1,120 円 (1,120 円)
- (2) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金 2,074,224 千円 (2,096,440 千円)
- (3) 退職等年金給付調整経理より繰入金 633,180 千円 (505,724 千円)
- (4) 経過的長期給付調整経理より繰入金 206,524 千円 (208,736 千円)

<b>2. 支出</b>	<b>7,692,906 千円</b> (5,312,236 千円)
--------------	---------------------------------------

本年度の主な事業内容及びこれらに要する経費を次のとおり見込むものとする。

- (1) 管理運営関係
  - ア 会議関係
    - (ア) 運営審議会 3 回 (4 回)
    - (イ) 役員会 3 回 (4 回)
  - イ 事務処理システムの管理 380,366 千円 (208,809 千円)

(注) ( ) 書きの数値は、令和5年度推計額である。

(2) 委託業務関係

ア	年金事務機械化処理等 (ア) 組合員等現況調査	251,012 千円	(34,432 千円)
	(イ) 基礎年金支払代行事務	62,468 千円	(70,214 千円)
イ	標準システム等の開発・管理 (ア) 標準システム	1,448,991 千円	(786,158 千円)
	(イ) 住民基本台帳ネットワーク利用システム	48,440 千円	(-)
	(ウ) 情報共有化システム	730,739 千円	(736,478 千円)
ウ	各種情報交換及び特別徴収業務	341,709 千円	(295,143 千円)
エ	社会保障・税番号制度関係業務	2,140,559 千円	(1,284,502 千円)
オ	長期給付額推計システムサーバ対応	27,961 千円	(2,641 千円)
カ	年金払い退職給付関連システム	243,722 千円	(237,902 千円)
キ	システム開発等進捗管理等	289,762 千円	(133,319 千円)

(3) 調査研究事業関係

ア	組合職員研修事業 (ア) 年金事務担当者研修会	2,654 千円	(-)
	(イ) 年金問題セミナー	1,360 千円	(497 千円)
イ	業務説明会等の開催 資金運用全国説明会	1,126 千円	(693 千円)
ウ	調査研究事業 (ア) 資金運用・年金制度に関する調査研究等	33,879 千円	(32,906 千円)
	(イ) 資金運用委員会等	47,859 千円	(12,425 千円)
	(ウ) リスク管理	76,920 千円	(71,353 千円)

(4) 普及事業関係

ア	広報誌の発行等	31,044 千円	(19,349 千円)
イ	現況届パンフレットの作成	3,610 千円	(1,200 千円)
ウ	ホームページの管理	4,527 千円	(4,527 千円)
エ	年金払い退職給付に係る財政再計算に関するリーフレットの配布	-	(1,608 千円)
オ	地方公務員共済組合連合会40年のあゆみ(40年史)の作成	2,617 千円	(-)

3. 収支損益

(単位：千円)

科目	令和6年度(5年度推計)	
<b>経常収益</b>		
組合分担金	3,352,282	(3,304,348)
<b>繰入金</b>		
厚生年金保険給付調整経理より繰入	2,074,224	(2,096,440)
退職等年金給付調整経理より繰入	633,180	(505,724)
経過的長期給付調整経理より繰入	206,524	(208,736)
<b>計</b>	<b>6,266,210</b>	<b>(6,115,248)</b>
<b>当期損失金</b>		
当期損失金	1,426,696	(-)
<b>合計</b>	<b>7,692,906</b>	<b>(6,115,248)</b>
<b>経常費用</b>		
役員報酬・職員給与	824,406	(768,898)
旅費・事務費	37,913	(19,029)
委託費	6,030,662	(3,840,914)
賃借料	382,754	(352,575)
調査研究費	191,212	(129,243)
普及費	46,281	(30,429)
負担金	142,805	(135,967)
その他	36,873	(35,181)
<b>計</b>	<b>7,692,906</b>	<b>(5,312,236)</b>
<b>当期利益金</b>		
当期利益金	-	(803,012)
<b>計</b>	<b>7,692,906</b>	<b>(6,115,248)</b>

(注) ( )書きの数値は、令和5年度推計額である。

# スチュワードシップ活動の報告について

[ 資金運用部企画管理課 ]

## ご紹介

連合会のスチュワードシップ活動状況について主な内容を掲載します。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」で公表されている「令和5年度スチュワードシップ活動の報告」をご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/governance/>)

## 1 連合会のスチュワードシップ活動の概要

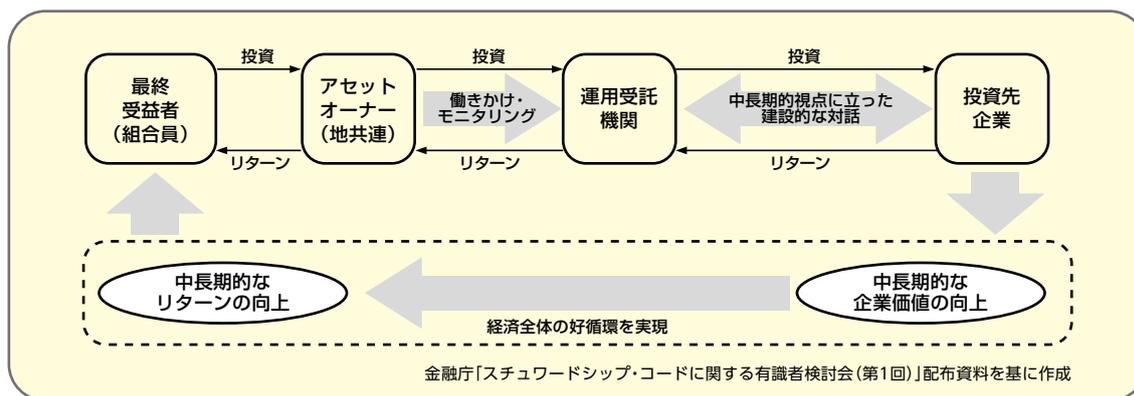
スチュワードシップ活動とは、機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント(投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」)等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を図る活動です。

連合会は、組合員のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任と公的年金としての社会的責任を果たすことが求められていることから、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいるところです。

連合会では、資金運用について、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っていることから、スチュワードシップ活動についても、企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関を通じて行うことで、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。

そのため、連合会では、運用受託機関に対し、「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」(以下「コーポレートガバナンス原則」という。)などの連合会が定める方針に基づきスチュワードシップ活動を行うことを求め、各運用受託機関の取組状況等についてモニタリングをすることで、スチュワードシップ活動の状況把握及び実効性向上に取り組んでいます。

〔スチュワードシップ活動のイメージ図〕



### ・スチュワードシップ活動に関する方針の策定

連合会のスチュワードシップ活動に関する方針としては、平成16年4月にコーポレートガバナンス原則及び「株主議決権行使ガイドライン(国内株式)」(以下「ガイドライン(内株)」という。)を、平成28年4月に「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」(以下「ガイドライン(外株)」という。)を制定しています。

また、厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針等(以下「基本方針等」という。)においても、スチュワードシップ責任を果たすための対応を明記しています。

さらに、平成26年5月には、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明し、スチュワードシップ活動に関する考え方を明確に表明しました。

運用受託機関との契約に当たっては、これらの方針を明示し、これらに基づいたスチュワードシップ活動を行うよう求めています。

## ・スチュワードシップ活動対象資産の範囲拡大

令和2年3月の日本版スチュワードシップ・コード改訂内容を踏まえ、連合会は令和2年9月にスチュワードシップ・コード受け入れ表明を改正し、「日本の上場株式以外の資産にも適用可能な原則について検討した上で、必要な取組を可能な範囲で実施していく」ことを表明しています。

連合会では、既に、外国株式に係るスチュワードシップ活動について、平成29年度からモニタリングの対象としていましたが、これに加えて、令和5年度から債券に係るスチュワードシップ活動について、モニタリングを開始しました。

## ・イニシアティブへの参画

連合会は、令和3年6月に「TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)」への賛同を表明しています。また、令和6年5月14日に「PRI(責任投資原則)」の署名機関となりました。

※スチュワードシップ責任:投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)等を通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターン拡大を図る責任。

※TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures):G20 財務大臣・中央銀行総裁会合からの要請を受け、FSB(金融安定理事会)によって設立。平成29年6月に投資家の適切な投資判断のために、気候関連のリスクと機会をもたらす財務的影響について情報開示を促す任意の提言を公表。2023年10月に解散し、進捗状況の監視機能を IFRS 財団(国際財務報告基準の策定を行う民間の非営利組織)へと移管。

※PRI(Principles for Responsible Investment):機関投資家等が投資行動等において、ESG(環境、社会、ガバナンス)課題を考慮することを求める国際的な原則。

## 2 運用受託機関に対するモニタリング

連合会は、毎年度、運用受託機関のスチュワードシップ活動が、連合会の方針に沿ったものであるか確認するため、スチュワードシップ活動に関する報告を受領するとともに、ヒアリングを実施し、運用受託機関の活動状況をモニタリングしています。

モニタリングでは、運用受託機関の実施体制等の形式面のみならず、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解や運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づいた活動がなされているか、具体的な内容や運用受託機関の考え方も確認しており、スチュワードシップ活動の取組の「質」に重点を置いています。

なお、令和5年度から、債券の運用受託機関のスチュワードシップ活動についてもモニタリングを開始しています。

### 〔令和5年度の取組〕

令和5年度においては、5月には、運用受託機関に対し、連合会における令和5年度のスチュワードシップ活動の方向性について説明会を開催し、連合会がスチュワードシップ活動において重視している事項等について説明しました。

5~7月には、希望のあった株式の運用受託機関に対し、連合会が令和4年度に実施した、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価について、フィードバックを行いました。

7月には、株式の運用受託機関(国内株式14社、外国株式15社)に対し、連合会が令和5年度に実施する、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価の対象となる取組(方針・体制やプロセス、活動実績)について報告を求めました。また、債券の運用受託機関(国内債券11社、外国債券13社)においても、取組(方針・体制やプロセス)について報告を求めました。

10~11月には、株式の運用受託機関に対し、当該報告を基に連合会がスチュワードシップ活動において重視している事項を中心にヒアリングを実施しました。

その後、当該報告及びヒアリングを基に、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関して評価を実施しました。

### 連合会がスチュワードシップ活動において重視している事項

#### 〔エンゲージメント関連〕

- ① 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
- ② エンゲージメント内容の質
- ③ プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

#### 〔議決権行使関連〕

- ① 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守
- ② 企業の状況に即した議決権行使
- ③ 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

## 1 日本版スチュワードシップ・コード原則1関係

## 【原則1:スチュワードシップ活動方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針等が策定され、公表されていることを確認しました。また、これらの方針等において、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題の考慮方法について、明確に示されていることを確認しました。

## 2 日本版スチュワードシップ・コード原則2関係

## 【原則2:スチュワードシップ活動方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針が策定されていることを確認しました。また、大部分の運用受託機関において、これらの方針が公表されていることを確認しました。

加えて、全ての運用受託機関において、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のためのガバナンス体制が構築され、その体制について公表されていることを確認しました。中には、ガバナンス体制として、第三者委員会や社内の独立した部署による利益相反管理を徹底している運用受託機関や、利益相反懸念がある議決権行使議案への対応として、議決権行使助言会社の助言に従って議決権を行使している運用受託機関もありました。

➡運用受託機関には、引き続き、利益相反管理に関する方針の公表など、利益相反管理に関する取組を推進することを求めています。

## 3 日本版スチュワードシップ・コード原則3、4関係

## 【原則3:投資先企業の状況の的確な把握】【原則4:エンゲージメント】

## (1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

連合会は、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明において、「運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく」としています。

また、「サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントに当たっては、運用戦略と整合的で、これらの目的に結び付くものとなるよう意識することを求めていく」としています。

全ての運用受託機関において、エンゲージメントの実施方針を定めた上で、投資先企業の状況を把握し、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを行っていることを確認しました。

また、一部の運用受託機関において、この方針や運用戦略と整合した形で、投資先企業のサステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントについて、これらの目的に結び付くものとなるよう取り組んでいることを確認しました。

➡運用受託機関には、引き続き、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを実施することを求めています。

## (2) エンゲージメント内容の質

連合会は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解や運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づいたエンゲージメントを行う等、質の高いエンゲージメントを行うことが、企業価値向上・持続的成長につながると考えています。

## 【取組事例】

研究機関と協働で投資先企業の資本コスト(※)に関する分析モデルを開発。エンゲージメントの際に、資本コストに影響を与える要素を提示することで、投資先企業が優先的に取り組むべき課題を特定・可視化するとともに、改善を行った場合の株式価値への影響を定量的に示し、投資先企業の理解度や改善意欲を高めている。

➡運用受託機関には、引き続き、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを実施することを求めています。

※資本コストとは、企業が事業を行うために調達した資金に伴うコストを指し、株式に対する配当の支払いなどを指す株主資本コストと、主に金利などに相当する負債コストから構成されます。

### (3) プロセス (PDCAサイクルなど) の実効性

連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントの目的を明確にした進捗管理やその達成状況の効果測定を行う等のプロセスを確立し、実効性を高める必要があると考えています。

#### 【取組事例】

エンゲージメントの状況や関連情報を全社的に管理するプラットフォームを開発し、エンゲージメントにおける計画策定、進捗管理、効果測定といったプロセスを一元化することで、効率的な業務管理を行うとともに、組織的な対応によるエンゲージメントの実効性向上を図っている。

➡運用受託機関には、引き続き、組織的にエンゲージメント・プロセスの実効性を高めていくことを求めています。

### (4) エンゲージメント活動実績

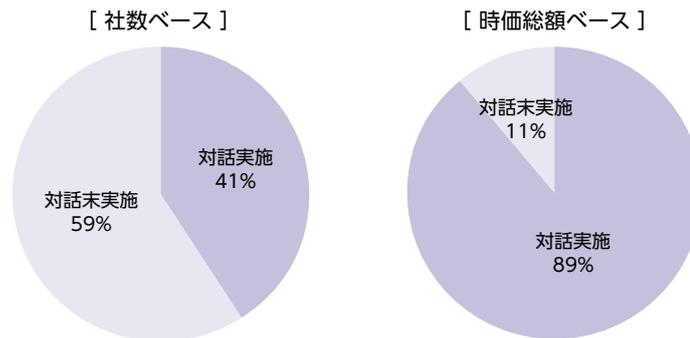
#### 【国内株式】

各運用受託機関におけるエンゲージメント活動の実績については、プロダクトによって差があるものの、アクティブ運用では、1プロダクト当たり57社を対象に361件の対話を行いました。パッシブ運用では、1プロダクト当たり398社を対象に1,910件の対話を行いました。

連合会が、令和5年6月末時点で株式を保有している企業のうち令和4年7月～令和5年6月の期間にエンゲージメントを実施した割合は、社数ベースで約41%、時価総額ベースで約89%となりました。

#### 株式保有企業における対話実施割合

対象:令和5年6月末時点における株式保有企業 ※時価総額は各社の株価×発行済株式数で算出



#### 【外国株式】

国内株式同様、プロダクトによって差があるものの、アクティブ運用では、1プロダクト当たり44社を対象に172件の対話を行いました。パッシブ運用では、1プロダクト当たり176社を対象に466件の対話を行いました。

※1プロダクト当たりのエンゲージメント対象社数及び実施件数については、集計期間中(令和4年7月～令和5年6月)に新規設定したプロダクト及び解約したプロダクトを含めて集計しています。

## 4 日本版スチュワードシップ・コード原則5関係

### 【原則5:議決権行使】

#### (1) 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守等

##### (ア) 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守

連合会は、コーポレートガバナンス原則及びガイドライン(内株・外株)を策定し、これらの方針に基づき議決権を行使するよう運用受託機関に明示しています。

全ての運用受託機関において、議決権行使案がガイドラインを遵守しているか事前に検証していることを確認しました。また、一部の運用受託機関において、第三者機関による議決権行使案の検証プロセスを置く等、検証の客観性を高める優れた取組を行っています。

一方で、議決権行使案の事前検証を行ったにもかかわらず、検証機能が十分に発揮されず、ガイドラインに沿った議決権行使が行われなかった事例(運用受託機関:計3社、不行使議案:計21議案)を確認したため、各運用受託機関において再発防止策を策定の上、徹底することを求めました。

➡運用受託機関には、引き続き、ガイドラインを遵守し議決権を行使することを求めています。

### (イ) 議決権行使基準の策定と公表

大部分の運用受託機関において、議決権行使基準を策定した上で公表し、必要に応じて見直しを行っていることを確認しました。また、一部の運用受託機関においては、議決権行使委員会等の会議体を設置し、議決権行使基準の改定に関する議論や議決権行使の妥当性の検証等を行っています。

### (2) 企業の状況に即した議決権行使

連合会は、企業の状況に即した適切な行使を行うため、ガイドラインを示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。

全ての運用受託機関において、企業との対話等を踏まえて把握した企業の状況に即した議決権行使を行うためのプロセスが構築されていることを確認したほか、特に一部の運用受託機関においては、ガイドラインと異なる判断を行った事例があり、それらの事例について、ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、企業の状況を踏まえた判断がなされていることを確認しました。

➡運用受託機関には、引き続き、ガイドラインを機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めています。

### (3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、そのために必要な取組を求めていく必要があると考えます。

そのためには、一方的に議決権を行使するだけでなく、議決権行使の前後にエンゲージメントを実施し、課題認識を投資先企業と共有することや、議決権行使に至るまでの考え方を伝達すること等により、よりステークホルダーシップ活動の実効性を向上させるよう取り組むべきであると考えます。

全ての運用受託機関において、株主総会前のエンゲージメントや、議決権行使後のフィードバック等、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用していることを確認しました。また、一部の運用受託機関において、下記のような優れた取組を行っています。

#### 【取組事例】

株主総会に先立ち投資先企業と対話を行い、課題改善を促すとともに、対話により得た情報を企業価値向上に資する議決権行使判断を行うための材料としている。また、行使後には企業へフィードバックを行うことで、継続的に課題改善を促している。

➡運用受託機関には、引き続き、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めています。

#### (4) 議決権行使結果 (国内株式)

全ての運用受託機関において、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表していることを確認しました。また、全ての運用受託機関において、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表していることを確認しました。

株主議決権行使状況 (厚生年金保険給付調整積立金)

対象:令和4年7月~令和5年6月開催の株主総会上程議案

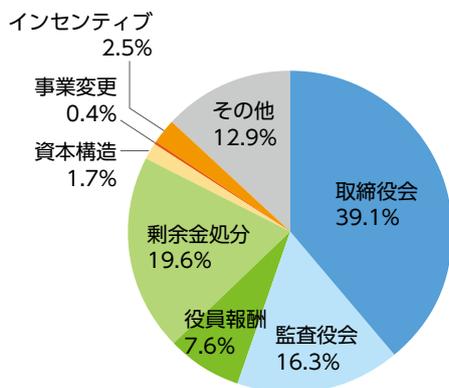
提案者別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
うち会社提案に関するもの	36,770	80.2%	9,064	19.8%	0	0.0%	45,834
うち株主提案に関するもの	267	10.0%	2,403	90.0%	0	0.0%	2,670
合計	37,037	76.4%	11,467	23.6%	0	0.0%	48,504

議案種類別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
取締役会・取締役に関する議案	12,289	64.8%	6,667	35.2%	0	0.0%	18,956
監査役会・監査役に関する議案	6,721	85.3%	1,161	14.7%	0	0.0%	7,882
役員報酬等に関する議案	3,011	81.7%	674	18.3%	0	0.0%	3,685
剰余金の処分に関する議案	9,087	95.7%	411	4.3%	0	0.0%	9,498
資本構造に関する議案	244	29.4%	585	70.6%	0	0.0%	829
うち敵対的買収防衛策に関するもの	23	5.3%	413	94.7%	0	0.0%	436
うち増減資に関するもの	62	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	62
うち第三者割当に関するもの	26	81.3%	6	18.8%	0	0.0%	32
うち自己株式取得に関するもの	33	16.7%	165	83.3%	0	0.0%	198
事業内容の変更等に関する議案	197	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	197
役職員のインセンティブ向上に関する議案	1,018	85.6%	171	14.4%	0	0.0%	1,189
その他議案	4,470	71.3%	1,798	28.7%	0	0.0%	6,268
合計	37,037	76.4%	11,467	23.6%	0	0.0%	48,504
うち気候関連の議案	55	28.9%	135	71.1%	0	0.0%	190

※議決権行使に係る運用上の制約および追加的な費用負担の観点から、18の国と地域(アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、チリ、チェコ、インドネシア、メキシコ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ、パキスタン、中国A株)を議決権行使の対象としています。

議案内容別構成比 (厚生年金保険給付調整積立金)

対象:令和4年7月~令和5年6月開催の株主総会上程議案



### (5) 議決権行使結果(外国株式)

大部分の運用受託機関において、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表していることを確認しました。また、多くの運用受託機関において、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表していることを確認しました。

#### 株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)

対象:令和4年7月~令和5年6月開催の株主総会上程議案

提案者別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	数	比率	数	比率	数	比率	
会社提案に関するもの	78,443	87.3%	11,328	12.6%	132	0.1%	89,903
株主提案に関するもの	3,263	52.6%	2,890	46.6%	54	0.9%	6,207
合計	81,706	85.0%	14,218	14.8%	186	0.2%	96,110

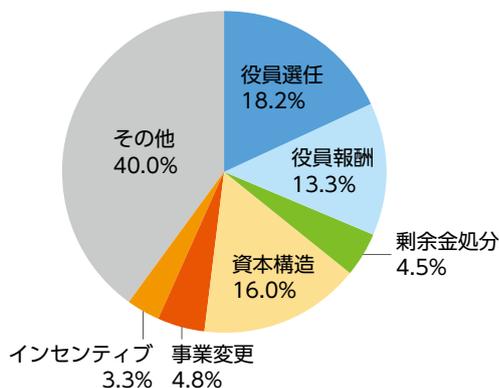
議案種類別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	数	比率	数	比率	数	比率	
役員選任に関する議案	15,201	87.0%	2,212	12.7%	53	0.3%	17,466
役員報酬等に関する議案	11,202	87.8%	1,531	12.0%	28	0.2%	12,761
剰余金の処分にに関する議案	4,302	99.4%	19	0.4%	6	0.1%	4,327
資本構造に関する議案	13,565	88.4%	1,770	11.5%	13	0.1%	15,348
うち敵対的買収防衛策に関するもの	471	95.0%	24	4.8%	1	0.2%	496
うち増減資に関するもの	5,370	83.4%	1,055	16.4%	12	0.2%	6,437
うち第三者割当に関するもの	1,787	95.8%	79	4.2%	0	0.0%	1,866
うち自己株式取得に関するもの	2,795	98.2%	52	1.8%	0	0.0%	2,847
事業内容の変更等に関する議案	3,675	79.3%	959	20.7%	0	0.0%	4,634
役職員のインセンティブ向上に関する議案	1,971	62.3%	1,187	37.5%	8	0.3%	3,166
その他議案	31,790	82.8%	6,540	17.0%	78	0.2%	38,408
合計	81,706	85.0%	14,218	14.8%	186	0.2%	96,110
うち気候関連の議案	259	38.0%	409	60.1%	13	1.9%	681

※議決権行使に係る運用上の制約および追加的な費用負担の観点から、17の国と地域(アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、チェコ、インドネシア、メキシコ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ、パキスタン、中国A株)を議決権行使の対象としています。

※令和4年11月より、議決権行使対象国を従来の18の国と地域からチリを除く17の国と地域に変更しました。

#### 議案内容別構成比(厚生年金保険給付調整積立金)

対象:令和4年7月~令和5年6月開催の株主総会上程議案



## 5 日本版スチュワードシップ・コード原則6関係

### 【原則6:スチュワードシップ活動に関する報告】

全ての運用受託機関は、連合会に対し、定期的に自社のスチュワードシップ活動に関する報告を行っています。また、大部分の運用受託機関は、自社のスチュワードシップ活動の状況について、ホームページ等で定期的に公表しています。

## 6 日本版スチュワードシップ・コード原則7関係

### 【原則7:スチュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備】

全ての運用受託機関において、企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行う実力を備えるために、スチュワードシップ活動を統括する会議体やスチュワードシップ活動推進部署を設置するなど、体制を整備していることを確認しました。

#### 【取組事例】

資産横断的にスチュワードシップ活動を統括する専任部署を設立し、当該部署と海外拠点との連携を緊密にすることで、海外の知見を日本のスチュワードシップ活動に活かすための体制を設けた。

## 7 近年の注目テーマに対する取組

### (1) 資本政策

令和5年3月に東京証券取引所がプライム市場・スタンダード市場の全上場会社を対象に、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を要請(\*)したことを背景に、企業の資本政策に注目が集まっています。

連合会では、国内株式の運用受託機関に対して、スチュワードシップ活動における資本政策に関する取組について、ヒアリングを行いました。

実際に株主配当や自社株買いなどの資本政策への取組姿勢を見せる企業の増加を実感している運用受託機関が多く、中には、そうした企業側の姿勢の変化を捉え、株主配当や自社株買いといった短期的な資本政策に留まるのではなく、中長期的な成長への施策を策定し、継続する必要があることを指摘するなど、積極的なエンゲージメントを実施している運用受託機関もありました。

また、ヒアリングを通じて、国内企業において、資本政策に対する関心が高まっていることを確認しました。

#### 【取組事例】

投資先企業とのエンゲージメントに際して、他社動向やベストプラクティス事例を提示し、単なる増配や自社株式取得といった一時的な株主還元策のみではなく、持続的な資本効率向上に繋がる「適切な事業配分の策定」や「資本コストを重視した経営への意識転換」を求めている。

※東京証券取引所は、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」を公表し、上場企業に対して、単に損益計算書上の売上や利益水準を意識するだけでなく、資本コストや資本収益性を意識し、経営資源の適切な分配を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現することを求めています。

### (2) 気候変動

連合会は、運用受託機関に対し、運用戦略に応じてサステナビリティを巡る課題を考慮したスチュワードシップ活動に取り組むことを求めています。

運用受託機関のスチュワードシップ活動における気候変動に関する取組について、下記のような取組が見られました。また、全ての株式の運用受託機関がTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明していることを確認しています。

#### 【取組事例】

気候変動に関する情報開示が不十分である投資先企業に対して、株主総会前に当該企業へエンゲージメントを申し入れ、情報開示の開始・拡充に対する姿勢を確認した上で、議決権行使判断を行っている。

## 1 概要

令和2年3月の日本版スチュワードシップ・コード改定を受けて、令和5年度から新たに債券の運用を委託している運用受託機関(※)のスチュワードシップ活動について、モニタリング及び評価を開始しました。

令和5年度は、債券におけるスチュワードシップ活動の方針・体制やプロセスが整備されているかという観点でモニタリング及び評価を行いました。対象となった全ての運用受託機関において、債券におけるスチュワードシップ活動が行われており、中には、その目的として、企業の価値向上や投資家の利益向上といった株式と共通する目的に加え、信用リスクに繋がる事象の理解などの債券投資家ならではの視点を持って取り組んでいる運用受託機関もありました。

※投資対象範囲に社債を含む運用スタイルをとるファンドで、現に社債への投資行動を行っているファンド(26 ファンド)の運用受託機関(22社)を対象としています。

## 2 日本版スチュワードシップ・コード原則1関係

### 【原則1:スチュワードシップ活動方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針等が策定され、公表されていることを確認しました。

## 3 日本版スチュワードシップ・コード原則2関係

### 【原則2:利益相反管理方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針が策定されていることを確認しました。一部の運用受託機関では、第三者機関による監視・監査を行っており、その他の運用受託機関でも、コンプライアンス部署及びそれに準ずる部署がモニタリングを行っていることを確認しました。

## 4 日本版スチュワードシップ・コード原則4関係

### 【原則4:エンゲージメント】

全ての運用受託機関において、債券に関連するエンゲージメント方針・プロセスを確立していることを確認しました。大部分の運用受託機関では、エンゲージメント・プロセスとして、クレジットアナリストなどが発行体の信用力やキャッシュフロー創出能力に影響を与える事象を特定し、当該事象について情報開示や改善を求める形で対話を行っています。

## 5 日本版スチュワードシップ・コード原則7関係

### 【原則7:スチュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備】

全ての運用受託機関において、運用部門又は専任部署の設置により、スチュワードシップ活動を行うための体制を確立していることを確認しました。大部分の運用受託機関では、ESGリサーチやエンゲージメント・議決権行使などを集約した専任部署を設置しており、外部委託業者を使ったスチュワードシップ活動を行っている運用受託機関は少数でした。

大部分の運用受託機関で、債券におけるスチュワードシップ活動は株式と比べて対話の機会や影響力が限られているため、実効性を課題として認識していました。その対応策として、株式部門と協働することで、債券部門でも企業の経営層にアプローチできる機会を創出するなどの組織的な対応を行っている例も見られました。

その際、例えば、短期的な増資や株主還元といったコーポレートアクションの要求を行わないという方針を策定することで、ある資産に関するエンゲージメントによって、他方の資産価値が毀損するリスクを回避している運用受託機関もありました。

## 1 ESG投資に対する基本的な考え方

連合会は、年金資金を長期間で運用することから、投資において、短期的な企業業績だけでなくESGといった持続可能性の要素に着目することによって、長期的なリターンの最大化を目指すことは合理的であると考えます。

ESG投資については、積立金基本指針(4省告示)の改正を受けて、基本方針等を改正し、令和2年度以降、「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する」こととしています。

なお、連合会では、ESG投資について、基本方針等において非財務的要素を考慮した投資が規定される以前から、それぞれ個別に検討した上で、必要な取組を行っています。

## 2 ESG投資の取組み

### ・委託運用プロダクトにおけるESG要素の考慮

連合会は、年次で実施している委託運用プロダクトの総合評価及び新規プロダクトの選考において、ESG要素の考慮の状況を評価しています。オルタナティブ投資についても同様であり、特に不動産及びインフラストラクチャーの運用受託機関に対しては、GRESB(※)の評価取得を推奨し、その取組み状況について確認しています。

また、株式の運用受託機関のスチュワードシップ活動においても、エンゲージメント・議決権行使を行う際にサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を考慮した活動を行うことを要請しているほか、その取組み状況について確認しています。

※GRESB(Global Real Estate Sustainability Benchmark)は、不動産・インフラを保有・運用する企業やファンドのESGに関する取組状況を評価する世界的な指標です。ESGに関する体制・方針の整備状況などの「マネジメント」と、個別物件におけるエネルギー使用量や環境認証の取得状況などの「パフォーマンス」の2つの評価軸で評価を行い、格付が付与されます。

### ・株式運用におけるESGプロダクトへの投資

#### 【国内株式】

平成21年度からESGプロダクトの投資を開始。

令和4年度末時点のプロダクト数はアクティブ運用5プロダクト、パッシブ運用2プロダクト。

#### 【外国株式】

令和4年7月からESGプロダクトの投資を開始、アクティブ運用2プロダクトを採用。

令和4年度末時点のプロダクト数はアクティブ運用2プロダクト。

### ・債券運用におけるESG債への投資

#### 【国内債券】

令和元年度から自家運用において、地方自治体や財投機関等が発行するESG債への投資を開始。

# 地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について

[ 総務省 ]

## ご紹介

令和6年度地方財政計画において、地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源が措置されました。これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」（令和6年3月29日付け総行福第137号）を各都道府県総務部長及び関係共済組合理事長あて通知しました。以下その内容を掲載します。

令和6年度における地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金等に係る財源措置については、下記のとおり措置されましたので通知します。

### 記

## 1 地方公務員共済組合に対する負担金等

### (1) 地方公共団体負担金

区分	都道府県 一般職	公立学校		警察		市町村 一般職	
		義務教育職	その他教育職	警察官	事務職		
長期	給料	132.2638%	115.6973%		141.5597%		128.1269%
	期末手当等	99.0953%					
	公経済 <sup>(注1)</sup>	39.6%					
追加費用	23.9%	29.0%	20.3%	25.1%	22.3%	14.4%	
短期	給料	78.20%	68.23%		77.99%		77.48%
	短期+福祉 <sup>(注2)</sup>	65.92%	56.08%		66.07%		65.49%
	育休介護手当金	0.95%	1.34%		0.60%		0.96%
	介護納付金	11.33%	10.81%		11.32%		10.90%
	特別財政調整	—	—		—		0.13%
	期末手当等	58.46%	57.14%		55.34%		59.84%
	短期+福祉 <sup>(注2)</sup>	49.39%	48.03%		46.24%		50.65%
	育休介護手当金	0.71%	1.15%		0.42%		0.74%
	介護納付金	8.36%	7.96%		8.68%		8.35%
	特別財政調整	—	—		—		0.10%
	特定健康診査及び 特定保健指導	173円/人	112円/人		245円/人		146円/人
事務費	240円/人	240円/人		240円/人		別紙参照(次頁)	

(注) 上記の給料に係る負担金率及び期末手当等に係る負担金率は、地方財政措置上の率である。また、期末手当等に係る負担金率については標準報酬の月額及び標準期末手当等に係る負担金率と等しくなる。

(注1) 基礎年金拠出金等に係る公的負担分である。

(注2) 「特定健康診査及び特定保健指導」に係る財源措置額により算定した率を含む。

### (2) 地方公共団体補助金(事務費として組合員1人当たり年額)

次のとおり。なお、いずれの金額にも、地方公務員共済組合連合会分担金として組合員1人当たり年額1,120円を含んでいる。

- ア 地方職員共済組合 8,240円
- イ 公立学校共済組合 6,690円
- ウ 警察共済組合 9,160円

## 2. 地方議会議員共済会に対する負担金

区分	都道府県 議会議員	市議会議員	町村議会議員
事務費	議員1人当たり年額 19,681円	議員1人当たり 11,900円	議員1人当たり 13,731円
給付費	標準報酬月額 $\frac{16.3}{100}$	標準報酬月額 $\frac{29.3}{100}$	標準報酬月額 $\frac{29.3}{100}$

## 3. 職員厚生費

職員1人当たり年額

都道府県	6,798円
市町村	6,798円

## 4. その他

(1)生涯福祉施策関連負担金

(ライフプラン相談員の設置経費を含む。)

都道府県 13,325千円 市町村 883千円

(2)ライフプラン推進計画策定費用

都道府県 1,091千円(注) 市町村 437千円

(注)一般職員のほか警察、教育職員分も含んでいる。

(別紙) 事務費負担金の組合員1人当たり単価(令和6年度)

(単位:円)

組合	単価	組合	単価
指定都市	12,080	京都府	13,080
北海道	12,100	大阪府	10,940
青森県	12,400	兵庫県	11,190
岩手県	12,450	奈良県	12,450
宮城県	12,400	和歌山県	12,510
秋田県	12,470	鳥取県	13,280
山形県	12,420	島根県	13,150
福島県	12,240	岡山県	12,330
茨城県	12,220	広島県	12,950
栃木県	12,380	山口県	13,010
群馬県	12,310	徳島県	13,220
埼玉県	11,210	香川県	12,560
千葉県	10,990	愛媛県	12,440
東京都	11,330	高知県	12,610
神奈川県	11,370	福岡県	12,250
新潟県	12,310	佐賀県	13,280
富山県	12,510	長崎県	11,600
石川県	12,510	熊本県	12,290
福井県	12,700	大分県	11,750
山梨県	12,670	宮崎県	12,730
長野県	12,270	鹿児島県	12,330
岐阜県	12,260	沖縄県	11,660
静岡県	11,180	北海道都市	12,400
愛知県	12,240	仙台市	12,810
三重県	12,290	愛知県都市	11,260
滋賀県	12,350		

# 令和6年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

[ 総務省 ]

## ご紹介

地方公共団体等が追加費用として負担すべき金額の基礎となる追加費用率及び地方公共団体の職員である組合員等に係る費用として地方公共団体が負担すべき金額の算定の基礎となる負担率が、令和6年3月29日に公示されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「告示の制定について」（令和6年3月29日付け総行福第66号）を各都道府県知事等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

### ○ 総務省告示第百二十二号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日 総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

### 改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和五年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員

引継等合併一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。)の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員（法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の内額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

[I・II 略]

**別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率**

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{22.5}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{24.7}{1000}$
	その他教職員	$\frac{15.9}{1000}$
警察共済組合	$\frac{16.9}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{14.1}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{11.0}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

**別表第2 経過的長期給付追加費用率**

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{0.8}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.2}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.6}{1000}$
警察共済組合	$\frac{1.2}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{1.3}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{1.1}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

## 改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和六年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員（法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である法における長期給付の規定の適用を受ける組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

## 別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{17.0}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{22.6}{1000}$
	その他教職員	$\frac{15.9}{1000}$
警察共済組合		$\frac{14.4}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{12.4}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{10.0}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

## 別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{0.8}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.2}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.5}{1000}$
警察共済組合		$\frac{1.2}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{1.2}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{1.1}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

### ○ 総務省告示第百二十三号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和三十七年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日 総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

### 改正前

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和五年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、 $\frac{36}{100}$ を乗じて得た金額とする。

## 改正後

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和六年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、千分の三十九・六を乗じて得た金額とする。

### ○ 総務省告示第百二十四号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和三十七年政令第五十八号）第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日 総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 改正前

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和五年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の三十六・〇を乗じて得た金額とする。

## 改正後

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和六年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の三十九・六を乗じて得た金額とする。

### ○ 総務省告示第百二十五号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、令和六年四月一日から施行する。

なお、令和五年総務省告示第百五十四号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件）は、令和六年三月三十一日限り、廃止する。

令和六年三月二十九日 総務大臣 松本 剛明

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率  
千分の五十三・五

# 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

[ 総務省 ]

## ご紹介

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」(令和6年政令第130号)等が公布されました。これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」(令和6年3月29日付け総行福第69号)を各共済組合等あてに通知しました。以下その内容を掲載します。

## 改正概要

### 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令について

#### 1 流行初期医療確保拠出金等及び出産育児交付金等に関する事項(第1条関係)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号。以下「感染症法改正法」という。)において、地方公務員共済組合(以下「組合」という。)は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされたことに伴い、組合の短期給付に要する費用の算定方法等について所要の規定の整備が行われたこと。

また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号。以下「全社法改正法」という。)において、出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるため、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は組合に対し出産育児交付金を交付し、組合は支払基金に出産育児関係事務費拠出金を納付することとされたことに伴い、出産育児交付金の額の充当方法等について所要の規定の整備が行われるとともに、退職者医療制度が廃止されることとされたことに伴い、退職者医療制度に関する規定を削除することとされたこと。

#### 2 地方議会議員の年金の額の改定に関する事項(第2条関係)

地方議会議員であった者に係る令和6年4月分以後の月分の地方議会議員年金の額については、以下のとおり他の公的年金と同様に名目手取り賃金変動率等により改定することとされたこと。

- (1) 賃金スライドによる年金額算定の基準日は、令和5年6月1日とされたこと。(平成23年改正令附則第2条の2第1項関係)
- (2) 物価スライドに用いる改定率は、5.016とされたこと。(平成23年改正令附則第2条の2第2項関係)

### 3 給料年額改定率の改定に関する事項(第3条関係)

令和6年度における昭和61年3月31日以前に給付事由の生じた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「旧地共済法」という。)による年金の裁定替え(旧地共済法による年金に係る昭和61年4月以後の年金額の改定をいう。)におけるいわゆる通年方式による給料比例部分の額の算定基礎となっている給料年額に乗ずることとされる給料年額改定率は、受給権者の生年月日の区分に応じ、次の表に掲げる率とされたこと。

受給権者の区分	給料年額改定率
昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.273
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までに生まれた者	1.284
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までに生まれた者	1.313
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までに生まれた者	1.319
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までに生まれた者	1.319
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までに生まれた者	1.325
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までに生まれた者	1.335
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までに生まれた者	1.346
昭和13年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた者	1.347
昭和31年4月2日以降に生まれた者	1.352

## 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令について

### 4 組合の勘定科目に関する事項

感染症法改正法において、組合は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされたことに伴い、組合の経理単位において流行初期医療確保拠出金等を勘定科目に加えることとされたこと。

また、全社法改正法において、出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるため、支払基金は組合に対し出産育児交付金を交付し、組合は支払基金に出産育児関係事務費拠出金を納付することとされたことに伴い、組合の経理単位において、出産育児交付金及び出産育児関係事務費拠出金を勘定科目に加えることとされたこと。(第6条及び別表第1号表の1関係)

### 5 出産育児交付金等に関する事項

全社法改正法において、支払基金から組合に対し交付される出産育児交付金の額の算定方法について、所要の規定の整備が行われるとともに、退職者医療制度が廃止されることとされたことに伴い、退職者医療制度に関する規定を削除することとされたこと。(第162条の7及び第162条の8関係)

### 6 電子資格確認等に関する事項

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の一部施行に伴い、新たに移動端末設備利用者証明用電子証明書の利用が開始されたことを踏まえ、所要の規定の整備が行われたこと。

また、組合員であることの確認を受ける方法として、訪問診療等を受ける場合の再照会機能を活用した方法が新たに位置づけられたことを踏まえ、所要の規定の整備が行われたこと。(第104条関係)

### 7 年金受給権者の氏名変更への対応に関する事項

年金受給権者の利便性の向上を図るため、地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を受け取ることができる場合は、年金受給権者は氏名変更届を省略することができる等、所要の規定の整備が行われたこと。(第120条及び附則第27条関係)

### 8 限度額適用認定証等の様式変更に関する事項

施行規程様式第25号に規定する限度額適用認定証(以下「限度額適用認定証」という。)等について、電子資格確認により資格確認を行う場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金等の額が免除される旨を明示するものとされたこと。(別紙様式第25号及び第25号の2関係)

## 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令について

### 9 地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担等に関する事項(第2条関係)

共済給付金の給付に要する費用は、地方公共団体が負担することとされ、令和6年度の負担金の算定方法及び支払方法については、以下のとおりとされたこと。(平成23年改正省令附則第2条関係)

#### (1) 給付費負担金の算定方法

##### ① 都道府県

令和6年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額に12を乗じて得た金額に16.3/100を乗じて得た金額

##### ② 市区町村

令和6年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額総額に12を乗じて得た金額に29.3/100を乗じて得た金額

#### (2) 給付費負担金の支払方法

第1回目	給付費負担金の10分の5に相当する金額	令和6年5月
第2回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和6年8月
第3回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和6年11月
第4回目	給付費負担金から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和7年2月

※支払日の期限は各月の20日とする。

## その他の事項について

### 10 その他

追加費用対象期間を有する者に係る年金額について、令和6年度における控除調整下限額は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)第54条及び第122条の規定により昭和13年4月1日以前に生まれた者については2,440,600円とされ、同月2日以後に生まれた者については2,435,800円とされたこと。

#### 施行期日

令和6年4月1日から施行することとされたこと。

# 年金制度等の日誌

## ■ 年金制度等に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R6.3.29	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第130号）
	国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第127号）
	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務省・文部科学省令第2号）
	地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（総務省令第28号）
	昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部改正（総務省告示第122号）
	平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部改正（総務省告示第123号）
	平成二十七年総務省告示第三百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部改正（総務省告示第124号）
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（総務省告示第125号）	

## ■ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	名称
R6.3.22	社会保障審議会年金数理部会(第100回)
R6.4.12	社会保障審議会年金部会 年金財政における経済前提に関する専門委員会(第9回)
R6.4.16	社会保障審議会年金部会(第14回)
R6.5.13	社会保障審議会年金部会(第15回)

# 業務等の状況

## ■ 会議開催状況

3月15日 <b>第143回 役員会</b>	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和6年度事業計画及び予算(案)について
3月21日 <b>第145回 運営審議会</b>	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和6年度事業計画及び予算(案)について

## ■ 会議開催予定

6月19日 <b>第144回 役員会</b>	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和5年度決算(案)について
6月20日 <b>第146回 運営審議会</b>	場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和5年度決算(案)について



## 宿泊施設 の紹介

宮崎県市町村  
職員共済組合

宮崎県市町村職員共済組合

# ひまわり荘

ゆったりとした雰囲気が漂うビジネス・観光にも最適なくつろげる空間。



デザインや発色は美しい本場ヨーロッパ調のクロスやインテリアが、お洒落で優雅なくつろぎを演出します。  
また、お部屋は各フロアで異なる彩の色調でお洒落な空間を楽しめるようになっております。



## ひまわり荘の アピールポイント!



### 安心・安全

セキュリティは万全!  
安心してお泊りいただけます。

### 快適な空間

広々とした客室で、  
ゆっくりとお過ごしいただけます。

### 広い駐車場完備

大型車もOK! 駐車場は  
130台(平面)収容できます。



〒880-0867 宮崎市瀬頭2丁目4番5号  
☎ 0985-24-5285



### 交通のご案内

● JR宮崎駅より約850m  
● 宮崎空港よりタクシーで約20分

ひまわり荘



## 宮崎おすすめ観光スポット



高千穂峽(高千穂町)

太古の昔、阿蘇山の火山活動によって噴出した溶岩が冷え固まり浸食された断崖がそそり立つ深谷で、高いところで100m、平均80mの断崖が東西に約7キロに渡って続いています。深谷内には日本の滝百選に指定されている名瀑「真名井(まない)の滝」があり、高千穂峽のシンボルとなっています。



美々津地区(日向市)

神武東征御舟出の地として知られる美々津の町には、お船出だんごや、おきよ祭りなど、多くの伝承行事・文化・風習が残されています。その河口には、江戸から明治の時代に全盛をきわめ、日向(宮崎県)と京阪神との経済、文化交流の拠点であった当時の街並みがあり、今なおその面影を残しています。



青島神社(宮崎市)

青島の中央に鎮座し、神社周囲1.5kmの青島全島が境内地となっています。「鬼の洗濯板」と呼ばれる奇岩の景色は国の天然記念物に指定されています。島の周辺には、南国の花々が咲き誇る「宮交ボタニックガーデン青島」や、オシャレなドリンクやフードメニューを取り揃える「青島ビーチパーク」など立ち寄りどころも満載です。



生駒高原(小林市)

雄大な霧島連山を背景に約9万平方メートルの広さを誇る高原です。JR小林駅から車で約20分、えびの高原方面へ行く途中に位置し、眼下には西諸盆地の田園風景が広がります。花の開花に合わせて多彩なイベントが開催され、遠方からも多くの観光客が訪れる、小林市の人気スポットの一つです。



飢肥城下町(日南市)

飢肥藩・伊東氏5万1千石の城下町として栄えた飢肥は、武家屋敷を象徴する門構え、風情ある石垣が残る町並みで、重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。商人町通りには樽を店頭にした商家や、格子に壁燈籠、番傘を飾った商家が軒を連ね、町を流れる堀割の清流など、江戸時代を彷彿とさせる町並みが楽しめます。



都井岬(串間市)

日南海岸国定公園の最南端に位置する岬であり、先端に建つ白亜の「都井岬灯台」からは、緑豊かな山々と日向灘を一望できます。岬一帯には、日本の在来馬の一種「御崎馬(みさきうま)」が棲息しており、間近に見ることができます。夏には、この地域に伝わる大蛇伝説にちなんだ「都井岬火まつり」が行われます。



地方公務員共済組合連合会  
Pension Fund Association for Local Government Officials

<https://www.chikyoren.or.jp/>

- 地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>
- 公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>
- 警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>
- 東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>
- 全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>
- 指定都市職員共済組合 / 市町村職員共済組合 / 都市職員共済組合

連合会だより・第238号

令和6年5月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1

TEL 03(6807)3677(代)

#### 表紙の写真: 鵜戸神宮 (宮崎県日南市)

「鵜戸さん」と親しみを込めて呼ばれる宮崎県南で最も有名な神社です。

太平洋に突き出した鵜戸崎の突端にある洞窟の中に、朱塗りの色鮮やかな御本殿が鎮座する珍しいものとなり、岬のまわりには奇岩、怪礁が連なり太平洋の荒波が打ち寄せて、美しい景勝地となっています。

また、鵜戸神宮は「連玉投げ」の神事でも知られており、男性は左手、女性は右手で願いを込めながら連玉を投げ、亀石と呼ばれる岩の枡形に入れば願いが叶うといわれています。ぜひ一度、運を占ってみてください!!

